

広報

みずまき

2

'99

月号

MIZUMAKI

No.760



祝 20歳の笑顔

成人式のスナップ写真を中央公民館ロビーに展示しています。

※2月28日まで●問い合わせ 中央公民館



数字でわかる町づくり。



特集
平成9年度
決算

平成9年度の町の決算が、12月議会で認定されました。町では潤いのあるすみよい町づくりを目指して、たくさんの方々が納めた大切な税金や国・県からの補助金、町債などでまかなわれています。

決算とは、このお金が私たちの暮らしや町づくりの中で、実際にどのように使われたかをまとめたものです。今月は猪熊小学校の六年生の四人と一緒に「町の家計簿」を振り返ってみましょう。

収入総額

八十九億二千三百二十八万円

自主財源は二十七パーセント、
税収は前年度よりも、
約一億二千万円増えています。

早速、平成9年度の決算を振り返ってみましょう。ほくは一般会計の収入を説明する柴口恭嵩です。では、始めます。

平成9年度の一般会計の収入総額は八十九億二千三百二十八万円でした。金額が大きくて、ちょっと想像しにくいのですが、これを一万円札の束で積み上げていくと八十九メートルにもなるそうです。町づくりには、とても多くのお金が使われているんですね。

この金額は前年度よりも約二億一千万円減っています。その主な理由は大きな道路事業や小・中学校の大規模改修工事などの事業が減ったために国からの補助金や町債が減ったことがあげられます。さて、一般会計の財源は町が独自で確保できる「自主財源」と国

や県が頼りの「依存財源」にわけられます。このうち、自主財源の割合が高いということは町が独自で多くの収入を得ることができるといふことで、そうすると、町が自主的に多くの事業ができて、それが活性化につながってくるのだそうです。

では、ほくの示しているグラフで財源別の収入を見てください。

水巻町の自主財源は三十三億四千四百九十六万円で収入全体の約三十七パーセントを占めています。その中心はほくたちのお父さん、お母さんが納めた町民税や固定資産税などの町税です。税収は前年度に比べて約一億三千万円増えています。また、町民一人あたりでは七万七千七百五十円の税金を納めたこととなります。次に多いのは使用

料・手数料でそのうちの約八割が町営住宅の使用料です。

一方、地方交付税などの依存財源は五十五億七千八百三十二万円で収入の約六十三パーセントを占めています。難しい言葉ですが、地方交付税というのはそれぞれの市や町が同じように町づくりを進めることができるように国からもらえるお金のことだそうで、前年度に比べ、約二億九千万円増えています。また、町が借り入れたお金である町債は全体の十一・一パーセントで二億五千二百九十万円減っています。

次は一般会計の支出を鎌田洋輔くんに説明してもらいます。

●柴口恭嵩くん



そのほか② 3億1,127万円 3.5%

内訳●地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金、地方消費税交付金、特別地方消費税交付金

【自主財源】

町税 24億7,226万円 27.7%

使用料および手数料 4億9,792万円 5.6%

分担金および負担金 1億6,906万円 1.9%

そのほか① 2億572万円 2.2%

内訳●繰入金、繰越金、財産収入、諸収入

収入

89億2,328万円

地方交付税 31億3,340万円 35.1%

町債 9億8,600万円 11.1%

県支出金 4億2,916万円

国庫支出金 7億1,849万円

【依存財源】

支出総額

八十七億五千四百二十万円

住みよい町を目指して、町民一人当りに使われたお金は、二十七億五千五百一十二円。

ハイ。それでは説明をします。はくは、一般会計の支出を担当する鎌田洋輔です。

平成9年度の一般会計の支出総額は八十七億五千四百二十万円で前年度に比べて約二億六千万円減っています。この支出総額を町民一人当たりの額にしてみると、二十七億五千五百一十二円。このお金は公園や道路の整備、はくたち住民のための教育や福祉などに使わ

れ、潤いのある住みよい町づくりが進められました。

はくが指しているグラフは支出の内訳を目的別に表したものです。まず、最も支出が大きい民生費は二十二億四千九十七万円で全体の二十四・五割を占めています。お年寄りや体の不自由な人などのために福祉バスを走らせた

二番目は全体の二十・五割になる土木費です。ウオータゲート噴水の設置をはじめとするみどりんばあーくの第三期工事や砂山・丸の内線の改良工事などが前年度に引き続き行われ、約十八億円が使われました。次に多いのが公債費と総務費です。この公債費というのは町が借りたお金の返済に当てられるお金のことで、前年度よりも約一億八千万円増えて、十一億六千七百三十七万円となりました。

はくたち小学生にも関係の深い教育費は全体の十一・〇割で前年度に比べて約三億六千万円減っています。これは収入のところでふ

れたように学校の大規模改修工事がなくなったことなどが主な理由です。また、この教育費からは、はくたちが4月から通う水巻中学校の創立五十周年記念広場（ふれあい広場）の整備やオランダとの交流事業が行われました。

ほかにも衛生費を使って、二年に一度開かれる「健康福祉まつり」がにぎやかに催されたり、商工費で遠賀川沿いの県道に誘導板が作られたりしました。そのほかの主な事業は下に表したとおりです。



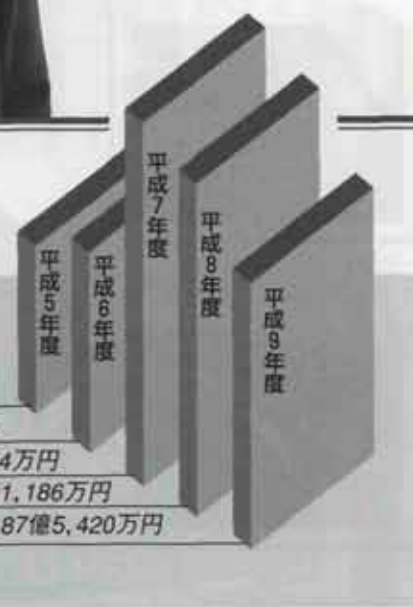
●そのほかの内訳

労働費	2億2,217万円	(2.5%)
議会費	1億5,976万円	(1.8%)
農林水産業費	6,936万円	(0.8%)
商工費	2,383万円	(0.3%)
災害復旧費	1,200万円	(0.1%)

平成9年度
決算



過去5年間の決算額(支出)の推移



平成9年度の主な事業

一般会計

- 総務費**
 - ▽シンボルマーク・キャッチフレーズ作成 四〇七万円
 - ▽JR九州篠栗線・筑豊本線電化等事業費負担金 六七二万円
 - 民生費
 - ▽重度心身障害者医療 五五八〇万円
 - ▽福祉バス運営事業費 一九五三万円
 - ▽新第3保育所整備事業 一億三七七〇万円
- 衛生費**
 - ▽老人保健事業 四五八八万円
 - 労働費
 - ▽特定地域開発就労事業 二億三二七四万円
 - 土木費
 - ▽道路新設改良事業 三億一八三九万円
 - ▽東水巻駅前壁面改修事業 八〇八万円
- 教育費**
 - ▽水巻中学校創立五十周年記念事業 八九四万円
 - ▽二公民館新築補助 一四七万円
 - ▽国際交流事業 一八八万円
 - ▽図書館・歴史資料館建設事業 一五二九万円
- その他**
 - ▽ふれあい緑地広場整備事業 二億一〇八三万円
 - ▽公営、改良住宅維持管理費 一億八四三〇万円

特集
平成9年度
決算

国民健康保険事業

収入▶20億9,625万円

支出▶20億7,608万円

自営業の人や退職者の医療費をまかなうための会計です。主な収入は加入者が納めた保険税と国庫支出金です。支出は保険給付費と老人保健への拠出金が大部分を占めていて全体の96.5%となっています。

- 対象 4,966世帯/9,940人
- 一人当たりの医療費 200,125円



老人保健事業

収入▶32億1,777万円

支出▶32億2,790万円

70歳以上のお年寄りの医療費の給付などを行う事業です。主な収入は支払基金交付金と国庫支出金です。支出は前年度に比べて約2億5,788万円増えていて、そのほとんどが医療で占められています。

- 対象 3,260人
- 一人当たりの医療費 970,700円



吉田ぼた山地域開発事業

収入▶4億9,678万円

支出▶4億7,303万円

水巻町と中間市の境にある約12万坪にもおよぶ吉田ぼた山地域の開発を行うための会計です。主な収入は県支出金が全体の約70%を占めていて、次に一般会計からの繰入金金が21.0%となっています。また、支出は全体の92.3%が事業費で昨年度に引き続いて防災工事などが行われました。



公共下水道事業

収入▶8億4,321万円

支出▶8億2,137万円

中間市、水巻町、遠賀町、鞍手町を対象とした「遠賀川下流流域下水道事業」の整備や高松下水処理場の維持管理などを行うための会計です。

収入の主なものは町債と一般会計からの繰入金で全体の76.6%を占めています。また、主な支出は全体の84%にもなる建設費で6億9,011万円が使われています。



地域下水道事業

収入▶2,118万円

支出▶1,896万円

サニーニュータウン、中央区、高尾団地、宮尾台の4つの団地には家庭から出る汚水の処理を行う浄化槽が設置されています。この会計はその維持管理のための会計です。

収入は下水道使用料と施設管理負担金为主で、支出は下水処理場の管理運営費として使われています。

- 処理対象戸数 759戸



特別会計

では、今から私たち二人が特別会計の説明をします。町には一般会計のほか五つの特別会計と水道事業のための公営企業会計があり、どの会計も私たちの暮らしを支えるために役立っています。これらの会計は全町民が対象となる一般会計と違い、使い道の決まったお金で決まった事業を行うためのものです。今回は平成10年11月10日号の広報でお知らせした水道企業会計を除いた五つの特別会計を紹介します。



●田中文子ちゃん

●清水春奈ちゃん

監査委員の意見(要旨)

入江立木監査委員
松本和雄監査委員

より計画的な事業の遂行を

一般会計は黒字決算で歳入面では地方交付税が大幅な増額、国庫支出金が大幅な減額となっている。町税については滞納額が年々増加しており、貴重な自主財源の確保、税の公平の維持のため、より一層、収納率の向上に努力されたい。住宅使用料は改良住宅分も含めた徴収率が九八・八六パーセントで、その努力は評価できるものである。

歳出面では前年度より継続のふれあい緑地広場整備事業、道路橋梁整備事業、高松団地景観改善事業等が施工されており、本年度の投資的経費は前年度に比べ大幅な減額となっている反面、老人福祉費、児童福祉費は大幅な増額となっている。

国の行政改革に伴う補助金、負担金の削減などにより、当町の財政状況は厳しくなることが予想され、より計画的な事業の遂行が必要である。国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計は高齢化社会のもと、医療費が年々上昇しており、特に老人保健事業特別会計においては二億三千万円強の増額となっている。今後、医療費支出の詳細な点検等や予防対策の強化に努め、両事業の健全な運営に努力されたい。

▼申告の日程

2月16日(火)	高松1~12棟
17日(水)	高松13~24棟
22日(月)	吉田団地
23日(火)	二東1~3丁目・二西1~4丁目
24日(水)	立屋敷1~3丁目・下二東1~3丁目 ・下二西1~3丁目
25日(木)	伊左座1~5丁目
26日(金)	頃末南1~3丁目
3月2日(火)	頃末北1~4丁目
3日(水)	猪熊1~7丁目
4日(木)	猪熊8~10丁目・高尾・中央
5日(金)	おかの台・樋口・樋口東
8日(月)	古賀1~3丁目・緑ヶ丘1~2丁目 ・杵1~2丁目
9日(火)	梅ノ木団地
10日(水)	吉田東1~4丁目・宮尾台・美吉野
12日(金)	吉田西1~4丁目
15日(月)	吉田一・吉田二・鯉口団地・鯉口分譲



税の申告が始まります

まもなく住民税(町県民税)の申告と確定申告が始まります。
申告期間は「住民税」「所得税」いずれも2月16日から3月15日までです。住民税の申告書は、原則として1月1日現在で住所がある市町村に提出してください。

期間●2月16日(火)~3月15日(月)
時間●午前9時~午後4時
会場●役場101会議室

住民税・国保税の申告

住民税・国民健康保険税の申告をしなければならぬ人は次のとおりです。(所得税の確定申告をした人は住民税の申告は必要ありません)

- ① 自営業の人
- ② 農業の人
- ③ 外交員やホステスなどの自由業の人
- ④ 家賃などの不動産収入のある人
- ⑤ 大工や左官業の人
- ⑥ 日雇など、日給で働いている人
- ⑦ 年金や恩給を受けている人
- ⑧ 給与所得者で住民税を天引きされていぬ人や給与以外の所得があった人
- ⑨ 国民健康保険加入者で遺族年金や障害年金・雇用保険・そのほか扶助料の収入のある人

●申告に必要な書類

- ① 平成10年中の収入・所得のわかる書類(年金・恩給の支払通知書/源泉徴収票/給与支払明細書/収入状況のわかる帳簿)
- ② 国民健康保険税の納税証明書(役場納税係で交付します)
- ③ そのほか健康保険料領収書
- ④ 国民年金納入証明書(役場国民年金係で交付します)
- ⑤ 生命保険支払証明書
- ⑥ 損害保険支払証明書
- ⑦ 印鑑
- ⑧ 銀行または農協の通帳口座番号(所得税の還付や支払用です)

所得税の申告

商売を営んでいる人、給与以外に収入のあるサラリーマンの人、地代や家賃収入のある人など確定申告の時期がやってきました。所得税の確定申告は2月16日から3月15日までです。

例年、期限間近には窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませてください。

その他の申告

〔農業所得〕

- 2月18日(木)
立屋敷・伊左座・二・下二・吉田
- 2月19日(金)
頃末・杵・古賀・猪熊

〔譲渡所得のある人〕

- 2月18日(木)・19日(金)
土地や建物を売った人

納税相談

期間中は納税相談も行いますので、お気軽に相談ください。



問い合わせ▼役場税務課住民税係 ☎201局4321番

還付申告は集中還付申告センターで!

- 期限 3月15日(土、日曜・祭日は除く)
- 会場 北九州市立商工貿易会館1階(小倉北区モノレール巨過駅前)
- 受付 午前9時~午後4時
- 問い合わせ 若松税務署 ☎761-2536

ワンポイント

- ▶ 相談は無料です。
- ▶ ベテラン税理士と国、県などの職員が対応します。
- ▶ 申告の内容によって、必要書類が異なります。あらかじめ、税務署にお尋ねください。





アジアを制したスプリンター登場

アジア大会金メダリストの窪田慎さん来庁

38秒91、大会新記録の金メダル。まだ記憶に新しいアジア大会で400メートルリレーに出場した陸上の日本代表選手、窪田慎さんが1月18日、役場を訪れました。町長に優勝の報告をし、記念撮影をした後、和やかな雰囲気の中で会話を楽しんでいました。窪田さんは、吉田小学校卒業後、水巻南中学校に進学。南中学校が中体連県大会で総合優勝したときの立役者です。その後も陸上を続け、昨年100メートル10秒19の日本歴代3位の記録を樹立しました。

「記録のために風邪もひけないし、太れないのですが、日ごろ鍛えているので体は強くなったようです」という筋肉モリモリの窪田さん。「今後は世界選手権やオリンピックを目指します」という力強い言葉に「陸上のエキスパートとして頑張ってください」と町長が熱いエールを送りました。



青少年競書大会

のびのび、書けたヨ

1月24日、中央公民館で「青少年競書大会」が開かれました。この大会に参加したのは町内の小・中学生198人。学年ごとに出された課題にそれぞれ、取り組んでいました。文字の美しさや筆づかいの正しさなどが競われるこの大会、中学生はもちろん、小学校低学年の子どもたちも真剣な表情で筆を運んでいました。

個性あふれる秀作ぞろいの入賞作品は2月15日まで中央公民館で展示されます。町長賞は次のとおりです(敬称略)。おめでとうございます。

【小学生】 ●1年/國廣あや子 ●2年/田中緑 ●3年/野添百合 ●4年/中川由衣 ●5年/鍋島有貴 ●6年/山西司朗

【中学生】 ●1年/野添知佳 ●2・3年/鍋島裕一



古代人の苦勞を体験

頃末小学校で古代の土器づくり

1月17日、頃末小学校で「古代の土器づくり」が行われました。土器は今から1万年前に出現し、形や手法を変えながら現在も使われている日常生活とかわりの深い道具です。町内では立屋敷遺跡から出土した弥生時代前期のものと思われる「遠賀川式土器」が知られています。今回、参加したのは頃末小学校の5、6年生約40人。太田博敏先生の指導で遠賀川式土器のつぼをモデルにして土器づくりに挑戦しました。

この日は12月5日に形を作っていた土器をいよいよ外で焼く日です。思い思いの文様がつけられた作品はたき火の周囲で直接焼きあげるという古代さながらの方法で仕上げられ、そのできばえに子どもたちも満足そうな様子でした。(お)



今年も一年間、頑張ります

遠賀郡消防合同出初式

剣道選手権大会

1/24 ●武道館 ●参加人数40人



1月24日、武道館で剣道選手権大会が行われました。この大会には40人が参加。張りつめた雰囲気の中で熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

- 3段以下①篠崎文浩②田辺零③柴田裕治
- 4段①倉淳二②豊嶋哲也③喜多村道信
- 5・6段①野坂時夫②水田みず枝③川副関也
- 6段以上①坂尾謙三②堂本康文③廣光誠
- 中学生①村橋健太

遠賀郡消防合同出初式が1月10日、芦屋町総合グラウンドで行われました。風の強いこの日の寒さも消防団には何のその。日ごろの訓練の披露をする消防団員や消防署員の姿を見ると心強いばかりです。また、恒例の表彰式も行われ、水巻町消防団では27人の団員が表彰されました。表彰者は次のとおりです。おめでとうございます。(敬称略)

- 消防庁長官表彰 ▷永年勤続功労章=荒巻和明 ●日本消防協会会長表彰 ▷功績章=荒巻和明 ▷精績章=八木隆一▷勤続章=藤本安男 ●福岡県知事表彰 ▷感謝状=中田清孝 ●福岡県消防協会会長表彰 ▷永年勤続(30年)=松本大次郎、藤本安男、浅沼政次(25年)=太田静夫、塩田喬、清水義夫、宮崎開造(20年)=中田清孝(10年)=原田繁三、石橋敏美、豊沢信喜、塩田哲久、三隈政明、高橋浩美 ▷優良団員=梶野信作、入江雅道、出利業義孝 ▷親子団員=増田芳幹、芳晴 ●県民火災共済組合理事長表彰 ▷分団表彰=第2分団 ▷個人表彰=藤城典生 ●消防協会遠賀支部長表彰=白井秀雄、中田清孝 ●消防団長表彰=矢野篤、古島晴也、友永敏彦、香月昌美

元気な赤ちゃん

掲載を希望する人は、1歳のお誕生日の前月20日までに役場企画課広報広聴係へ申し込んでください。(毎月4人まで)



藤谷祐也くん
10年2月6日生まれ(吉田二)

明るく元気に育ってね



上原真吾くん
10年2月11日生まれ(宮尾台)

2人のお兄ちゃん達と仲良く元気に大きくなってネ!!



月成勇人くん
10年2月17日生まれ(吉田三)

音楽が大好きなハヤトくん健康でやさしい子に育ってネ!



吹田雅貴くん
10年2月20日生まれ(伊左座)

お友達がたくさんいる明るくてやさしい子どもになってね

快適な住環境を整えるために

第3期水巻まちづくり懇話会



1月22日、町役場で3期目となる水巻まちづくり懇話会が開かれました。この水巻まちづくり懇話会は平成4年3月に町が砦の里づくり構想(快適環境整備計画)を策定したことをきっかけに住民の皆さんにも行政に参加してもらおうと発足。今までにも第1期で「顔づくり・誇りづくり計画」が、第2期で「(仮称)水巻セントラルパーク構想」という提言などが発表されています。

この日はまず、自己紹介として委員それぞれが町について思っていることを話し合うなどして、会が進められました。

今後、第3期水巻まちづくり懇話会ではメンバー同士の共通意識を高めていくワークショップ方式をとりながら、1期、2期に引き続き、快適な住環境を整備するための方法を模索していくことになっています。

懐資料ファイル

このコーナーでは、水巻中学校に保存してある町の昔をしのばせてくれる貴重な資料の数々を紹介します。

File No 23



名称 縄ない機

昭和の初期に、縄をなうのに使われていた機械。

様々な生活用品に用いられた縄。それまでは、手作業でわらや糸をよって作られていた。

軽い運動の社交ダンス
健康はもちろん、
頭の体操にも最適です



●社交ダンス同好会

この同好会は町の公民館講座をきっかけに、5年前に発足しました。
社交ダンスは、軽い運動なので無理なく長く続けられます。また、足の運びなど次の動作を考えながら踊るので、頭の体操にも最適なんです。
現在、13人の会員が藤原先生の指導のもと、新しいダンスを覚えようと毎回、練習を楽しんでいます。会員の目標は、文化祭のダンスパーティー。
社交ダンス同好会では、新しい仲間を募集しています。初心者大歓迎。一度練習をのぞいてみませんか。
●活動日 毎月第一、四水曜日午後7時～9時
●ところ 南部公民館
●連絡先

広報ぷらげ

各コーナーに出てくれる人を募集しています。自薦、他薦は問いません。ふるってご応募ください。問い合わせ：役場広報広聴係 ☎2001局4321番へ

新刊案内

- 望潮 (著/村田喜代子)
- ひるの幻 よるの夢 (著/小池真理子)
- フィジカル・インテンシティ (著/村上龍)
- 女賊 (著/橋本治)
- ウメ子 (著/阿川佐和子)
- 妖怪 (著/平岩弓枝)
- クラッシュ (著/楡周平)
- この国の失敗の本質 (著/柳田邦夫)

今月のお勧めの一冊

五体不満足

乙武洋匡/著

非常に短い手足で生まれた乙武さん。しかし、それは単に「身体的特徴」に過ぎず、幸福に生きることに障害ではないと断言します。既存の価値観から解放された時にこそ、人間は自由を得ることができるのです。



(中央公民館図書室)

読書は心豊かな感性に富んだ子どもを育てるために欠かせないもののひとつです。このコーナーでは良本と出会った子どもたちの感想文を紹介します。

第41回目は堀内はるかちゃん(吉田小3年)の「チロヌップのきつね」です。

BOOK INFORMATION 「私の読んだ本」④

「チロヌップのきつね」を読んで

作●高橋宏幸

吉田小学校3年 堀内はるかちゃん

このはなしは、せんそうの物語です。チロヌップと言うしまにすんでいる4ひきのおとなと子どものきつねのかなしい話です。

まず、子ぎつねのお兄ちゃんが、川でせんそうにいく男の人にころされました。わたしは、たぶん、せんそうにいく人が使うえりまきにするんだろうなー、と思いながら、読みました。そしたら次にお父さんぎつねが、てっぽうでやられて、えりまきになりました。

のこった母さんぎつねと妹ぎつねも、さいごには、しんでしまいました。せんそうなんかなかったらえりまきもいらなし。ころされることもなかったら。

せんそうなんてないほうがいいなー、と思いました。

図書室 だより



町の嘱託職員、ラルフ・シュリオックさんに町の暮らしの中で思ったことや国際化について感じていること、町の人々とのふれあいのことなどを話してもらいます。



It's a ラルフ先生の 水巻Life

イツ・ア・みずまきライフ

中間市のめまぐるしい開発

Nakama's Wild Development



不景気、不景気、という言葉をうんざりするほど毎日聞かざるをえない。けれども、めまぐるしく開発されている隣の中間市には、不景気という言葉はまったく存在していないらしい。ダイエーとバンドールを中心に、店、ゲームセンター、レストラン、おもちゃ屋、本屋など、何でもあつた。そして今、その映画館。みんなが待ちに待った、日本一、16スクリーンもある巨大なエンターテインメント・センター。

私は以前、中間市に8年間、住んでいた。私のアパートはその中心地から歩いて3分ぐらいのところだった。もしも、まだそこに住んでいたら、いつでもその映画館やゲームセンター、巨大ショッピングセンターに行くことができたが、2年前、水巻町に引っ越してきた。水巻町にも新しいスーパーができ、図書館建設の予定があり、住宅街も開発されている。しかし、それでもまだまだ、中間市と比べて、水巻は静かな町。悔しい？とんでもない。中間市から水巻町に引っ越してきて、良かったと思う。

私に言わせれば、中間市は大変な状況だと思ふ。買い物だって、「本当に楽しいかな」という疑問も感じる。三ヶ森や鞍手までの渋滞に追われている今の中間市は、ただでかい駐車場になっただけだ。車の行列やみんなの疲れている顔を見ると、便利な反面、町がせわしくなったような気がする。自分の町を通れない、簡単に出入れない中間市の市民が実際、その開発を楽しんでいるのでしようか。

職場訪問 ④

頑張ってます!

町内で頑張っている若い人を紹介するコーナーです

お年寄りの患者さんも多いので、気軽にゆったりと安心して利用していただければ、何よりですね。



プロフィール

大川原明江さん (八幡西区)

昭和51年10月9日生まれ、22歳、

血液型A型/天秤座

頃末調剤薬局

●仕事について教えてください。

患者さんが持ってきた処方せんを計算する医療事務が私の仕事です。学生のころから、この職業には興味があったのですが、仕事を覚えるまでは大変でしたね。今では大分慣れてきたと思いますけど、間違えないように十分に気を付けています。

●やりがいを感じるのはどんなときでしょう。

頃末調剤薬局は利用者が多いので、結構忙しいんですよ。きついこともありますが、逆に暇を感じずに毎日仕事ができることにはやりがいを感じますね。

様々な患者さんと接するので刺激もあります。病状などそれぞれの患者さんの情報を覚えておかないと会話ができないこともあるので、その点では苦労しますけど。

●日ごろ気を付けていることはありますか。

患者さんに対する言葉づかいはいつも気を付けています。また、病院に来られた人が帰りに寄られることもあるし、お年寄りの患者さんも多いので気軽にゆったりと、安心して利用していただければ何よりですね。

よその町にある支店に負けられないようにもっと勉強しなくては、と思っています。

●休日は何をして過ごしていますか。

友達とドライブや旅行に出掛けたりすることが多いですね。運動はあまりしていないんですけど、スキーに挑戦しようと思っています。今月、スキーに行く予定があるので、今はそのことをとても楽しみにしています。

●最後に夢を聞かせてください。

幸せな結婚ができればいいですね。子どもが生まれるまでは仕事を続けて、子どもが生まれたら子育てに集中したいと思っています。

こんにちはは保健婦です



育児に励んでいるおかあさん！
キッズワールドは
 水巻町の子育てサークルです。

今後の日程	2月8日(月)	豆まき
	19日(金)	体操教室
	3月3日(水)	ひなまつり
	25日(木)	体操教室

「近所に小さい子どもがいないので、子どもの遊び相手がいらない」「引っ越してきたばかりで話し相手がいらない」

「親子で楽しめる子育てサークルです」

「最近こんな声をよく耳にします。思い当たる人はいませんか。」

そんな人たちにご紹介したいのが「キッズ・ワールド」です。このキッズ・ワールドは平成6年に保健所が開いた「新米ママの子育て教室」に参加したお母さんたちが集まり、翌年から自主グループとして活動している子育てサークルです。現在の会員数はおとな40人、子ども50人。いきいきほーる

を拠点として、おもに幼稚園などに入る前の小さな子どもとそのお母さんの集いの場になっています。

活動内容は月に2回行われる集会和イベント。集会は親子の交流を目的としています。また、イベントは七夕やクリスマスなど季節の行事や体操教室を行っています。昨年はおかし作りをはじめ、南部公民館で水遊びをしたり、町民体育館でビーチボールバレーをしたりしました。

キッズ・ワールドについてもっと知りたい人、入ってみたいと思っただけの人、一度見学してみてください。

●申し込み・問い合わせ いきいきほーる 健康対策課健康推進係

.....メンバーに聞いてみました。



吉岡昌代さん (美吉野)

サークルに参加して情報交換とストレス解消。近所に同年代の子がいないので、地元で友達ができるようにと参加しはじめました。上の子も幼稚園に行く前に参加していたのですが、このサークルで友達に会えるのを楽しみにしていたようです。親も病気の経験談や幼稚園などの情報を互いに交換できてためになるし、また、昼間は家で子ども相手に過ごしがちなので、そのストレス解消にもなっていますね。

国民年金アラカルト

保険料の支払いは
口座振替をご利用ください

口座振替にすると、納期のために金融機関へ行く必要がないので手間が省けて便利です。また、指定された口座から、毎月25日に自動的に払い込まれるので、納め忘れがありません。

手続き

預金通帳、通帳印、保険料納付書を持って利用できる金融機関または役場国民年金係で「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込んでください。

利用できる金融機関

- 遠賀信用金庫 (本・支店) / 福岡銀行 (本・支店)
- 西日本銀行 (本・支店) / 福岡シティ銀行 (本・支店)
- 遠賀郡農協 (本・支店) / 郵便局

年金加入者にうれしい話
税金が安くなります

平成10年1月から12月中に納めた国民年金の保険料は全額が所得控除の対象になります。年末調整や確定申告のときに申告すると、税金が安くなる場合があります。忘れずに申告してください。支払いの証明は役場国民年金係で発行します。

問い合わせ
 役場
 国民年金係





平成11年度 水巻町臨時職員の 登録を受け付けます

平成11年度水巻町臨時職員の登録を受け付けます。今回の応募で水巻町臨時職員として登録された人は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間、業務の状況に応じて雇用されることになります。そのため、登録後すぐに雇用ということではありませんので、あらかじめご了承ください。

- 職 種 一般事務職・保母・給食調理員（保育所・小学校）
・介護職員（小・中学校）
- 応募資格 昭和24年4月2日から昭和56年4月1日までに生まれた人（地方公務員法第16条に準じて、その欠格事項に該当する人は応募できません）
- ※保母については免許を持っている人または取得見込みの人
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時（職場により異なることがあります）
- 賃 金（日額） ①一般事務職／6,300円 ②給食調理員／6,300円 ③介護職員／6,300円 ④保母／6,800円
- 募集期間 2月15日（月）～3月26日（金）
- ※介護職員は3月15日（月）まで。
- 申込方法 役場総務課人事係に申込用紙を用意していますので必要事項を記入し、提出してください。提出は本人に限ります。

詳しいお問い合わせは役場総務課人事係☎201-4321へ

参加者募集 平成10年度 水巻町 母子保健●講演会

ところ

いきいき
ほ～る

▷テーマ 「子どもと共に育つ
—子どもの生活習慣を考える—」

▷講 師 武藤富美さん（篠栗町主任児童委員）

▷と き 2月23日（火）午前10時～正午

【訂正とおわび】 広報みずまき1月25日号で講師の武藤さんが水巻町主任児童委員となっていたのは篠栗町主任児童委員の誤りでした。訂正し、おわびします。

▷テーマ 「かしこく強い子に～乳幼児の歯科保健～」

▷講 師 鶴田哲昭さん（遠賀歯科医師会）

▷と き 3月24日（水）午前10時～正午

●申込期限 2月19日（金）

※当日は託児を行います。人数に制限があります。事前にご連絡ください。

●申し込み・問い合わせ

いきいきほーる健康対策課健康推進係☎202-3212



水巻町の老人医療費は医療費と受給者数の動向から年々増加の傾向にあることがわかります。中でも、一人当たりの医療費は郡内でも多く、県内の順位を見ても九十七市町村中二十六位と高い額になっています。お年寄りの皆さん、自分にあつた信頼できる医療機関を選択し、病気の早期発見・治療を心がけ、老人医療費の節約にご協力ください。



ますます
増え続ける老人医療費、
節約にご協力ください。

●水巻町と遠賀郡各町の老人医療費の動向

町名	年度	医療費 (万円)	受給者数 (人)	一人当たりの 医療費 (円)
水巻町	平成7年	266,446	2,891	921,640
	平成8年	293,411	3,155	929,990
	平成9年	316,448	3,260	970,700
芦屋町	平成7年	121,800	1,562	779,774
	平成8年	133,883	1,639	816,860
	平成9年	138,132	1,683	820,748
遠賀町	平成7年	132,750	1,754	756,847
	平成8年	152,717	1,846	827,289
	平成9年	164,819	1,952	844,362
岡垣町	平成7年	290,102	3,406	851,739
	平成8年	337,755	3,622	932,511
	平成9年	361,190	3,841	940,355

■グラフ 一人当たりの医療費



問い合わせ●役場保険医療係☎201-4321

地域経済の振興を図るため、 地域振興券を交付します。



交付対象者

地域振興券は平成10年1月1日（基準日）において、次の要件のいずれかに該当する人に交付します。

- 1 15歳以下（昭和58年1月2日以降生まれ）の児童が属する世帯の世帯主
- 2 1月分の次の年金・手当の受給者
- ① 老齢福祉年金
- ② 障害者基礎年金等
- ③ 遺族基礎年金等
- ④ 年金コードの先頭の3ケタ 062・535・265・635
- ⑤ 遺族基礎年金等
- ⑥ 年金コードの先頭の3ケタ 072・082 102・645・275・285
- ⑦ 児童扶養手当
- ⑧ 特別児童扶養手当
- ⑨ 障害児福祉手当・特別障害者手当
- ⑩ 福祉手当（経過措置分）
- ⑪ 原子爆弾被害者に対する諸手当

※②③の人で年金コードが太字の

対象者一人につき二万円分の振興券を支給。

地域振興券は水巻町内でしか使えません。

人は平成10年度分の町民税が非課税の人に限りません。（控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は扶養している人も町民税が非課税であること）

- 3 基準日における生活保護者・社会福祉施設への措置入所者等
- 4 平成10年度分の町民税の所得割が課税されていない65歳以上（昭和9年1月1日以前生まれ）で、かつ、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている人。（控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は扶養している人も町民税の所得割が課税されていないこと）
- 5 平成10年度分の町民税が非課税である65歳以上の人。（控除対象配偶者または扶養親族に該当する場合は扶養している人も町民税が非課税であること）

※2、4および5については平成

10年に給付された臨時福祉特別給付金と同じ条件です。

交付額

交付対象者の中で1に該当する人については15歳以下の児童一人につき、二万円分の地域振興券を、また、交付対象者の中で2・5に該当する人については二万円分の地域振興券を交付します。1に該当する交付対象者で2、4または5に該当する人にはそれぞれの分を合算して交付します。

交付開始日

3月20日（土）から交付します。

交付場所と交付期間

●とき 3月20日（土）～4月2日（金）午前9時～午後4時
※土曜・日曜・祝日も交付します。

●ところ 中央公民館

○とき 4月5日（月）～9月20日（月）午前9時～午後4時

※土曜・日曜・祝日は交付しません。
○ところ 水巻町役場

地域振興券の申請と交付

対象者または対象者と思われる人には3月中旬ごろ、地域振興券引換申請券または地域振興券交付申請書を送付する予定です。

15歳以下の児童が属する世帯の世帯主は地域振興券引換申請券に必要な事項を記入し、本人と確認できる証明書（免許証・健康保険証など）および認め印をご持参のうえ、交付の手續きをしてください。

そのほかの交付対象者は地域振興券交付申請書に必要な事項を記入し、年金証書や生活保護カード、健康保険証など（必要な場合は非課税証明書）および認め印をご持参のうえ、交付の手續きをしてください。

地域振興券の使用

▽地域振興券は水巻町に登録した取扱店（特定事業者）で商品の購入やサービスなどの代金として使用できます。

▽地域振興券の額面は千円で二十枚つづりです。釣り銭は支払われません。

▽地域振興券の交換・譲渡・換金・売買はできません。

▽地域振興券は交付された本人およびその代理人・使者に限り使用できます。

▽特定事業者（店）には地域振興券が使えることがわかるポスターおよびステッカーをはりませう。確認のうえ、使用してください。（特定事業者一覧表は地域振興券交付時に渡します）
▽地域振興券が使用できる期間は3月20日から9月20日までです。期限を過ぎると使用できませんので、ご注意ください。

転出される人へ

基準日に交付対象者の要件を満たしている人で水巻町の地域振興券交付開始日（3月20日）までにほかの市町村に転出される人は転出先の市町村で地域振興券の申請をすることになります。このうち、3月1日以降、転出される交付対象者は地域振興券未受領証明書を発行しますので、転入先の市町村に提出して、地域振興券の交付を受けてください。

また、対象者の要件の中には、町民税が非課税あるいは、町民税の所得割が課税されていないなどの条件が付される人もいます。この人たちは転入先の市町村で地域振興券の交付を受ける際、平成10年度分の町民税非課税証明（課税証明）が必要となりますので、証明書の交付を受けてから転出してください。手数料はいりません。ただし、税の証明書は本人のみには交付しません。代理の人が申請する場合は委任状が必要です。



建設工事の入札参加者は 4月1日から 受け付けます

平成11年度と12年度に町が発注する建設工事の入札参加を希望する業者を次の要領で受け付けます。

現在、登録している業者も新たに手続きをしてください。

- 受付期間 4月1日(木)～15日(木)
※土曜、日曜日を除きます。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
- 受付場所 役場2階201会議室
- 申請書類 申請書類の様式は建設省の統一様式、経営事項審査結果通知書の写し、町独自の業者カード(有料100円)など。

業者カードの販売期間および場所

- 期間 3月1日(月)～4月15日(木) 午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)
- 場所 役場財政課管財係

申請できる業者

建設工事のうち建築、土木、舗装、管、水道施設の請負業者。ただし、次のいずれかに該当する業者は申請できません。

- ①地方自治法施行令第167条の4に該当する場合
- ②町税や使用料などの滞納処分を受け、1年を経過しない場合
- ③経営状態が著しく不健全と認められる場合
- ④建設業法第3条に定める建設業の許可を受けていない場合
- ⑤町内に本社又は支社(資本金10億円以上の場合は営業所、出張所)の登記をしていない法人および代表者が水巻町民でない個人業者
- ⑥資本金100万円未満の法人または固定資産評価額が300万円未満の場合
- ⑦重大な反社会的行為を行うなど業者選定の対象として適当でないと認められる場合

預かり業者の受付も同時に行います

受付期間と時間、場所、提出書類は建設工事の入札参加者の受付と同じです。

預かり業者とは▷建設工事の5業種(土木、建築、舗装、管、水道施設)以外の業者▷5業種の業者で町内に本支店の登記をしていない法人と代表者が町民以外の個人業者▷測量、コンサルタント業者のことをいいます。

●問い合わせ●

役場財政課管財係 ☎201-4321

地域振興券を取り扱う店【特定事業者】を募集しています

現在、町では地域振興券の交付事業に伴い、地域振興券を取り扱う、町内に店舗・事業所がある取扱店(特定事業者)を募集しています。



特定事業者になるには…

地域振興券を取り扱うためには、町に登録申請をしなければなりません。対象は水巻町内に店舗・事業所があり、町内で日常的な事業を営んでいる事業者です。また、登録をしていない店は地域振興券を取り扱うことはできませんのでご注意ください。

特定事業者になると…

町から登録証明書と登録証票(ステッカーなど)が交付されます。交付された登録証票は利用者から見やすいように店頭などにはってください。

3月20日から9月20日までの間、地域振興券を持参した人に券の金額に相当する商品の販売やサービスの提供を行います。

換金の方法

3月20日から11月30日までの間に遠賀信用金庫本店、梅ノ木支店または遠賀郡農協水巻支店に登録証明書と印鑑、地域振興券を持参してください。

代金は後日、登録した預金口座に振り込まれます。

登録の申請手続き

- 募集期間 2月8日(月)～26日(金) 午前9時～午後4時(土・日・祭日は除く)
- 受付場所 役場3階会議室
- 持ってくるもの 印鑑、振込先預金口座を確認できるもの
※水巻町商工会でも特定事業者の登録の手続きを受け付けます。
▷登録申請用紙は2月1日から役場企画課と水巻町商工会に用意しています。

地域振興券を取り扱うことができる業種

小売業、飲食店、運輸業、旅行業、建設業、サービス業(洗濯・理美容・医療)など。

地域振興券を取り扱うことができない業種 および地域振興券が利用できない品目

▶取り扱うことができない業種

金融・保険業、不動産業のうち家賃・駐車場料金、パチンコ店、モーテルなど。

▶利用できない品目

国や地方公共団体への支払い(税金・上下水道使用料・施設使用料など)、宝くじの購入、有価証券・商品券・切手・プリペイドカードの購入、NHK受信料、電気料金、出資・債務の支払い、官製ハガキの購入など。

地域振興券に関するお問い合わせは
役場企画課企画係
(☎201-4321)に
お尋ねください。



Living Information

お問い合わせは

水巻町役場	201-4321
fax	201-4423
中央公民館	201-0401
fax	201-0411
南部公民館	202-2472
総合運動公園内 (スポーツ振興係)	201-4000
(テニスコート)	201-5757
町民体育館	201-3936
えぶり山荘	202-6230
福祉センター	201-0794
いきいきほーる内 (健康対策課)	202-3212
fax	202-3621
(社会福祉協議会)	202-3700
fax	202-3708

無料で差し上げます ネズミ退治の殺そ剤

生活環境課環境衛生係

年間を通じて生息するネズミは3月から5月、9月から12月にかけて繁殖し、行動が活発になります。このため、ネズミ退治は2月と8月が適当な時期とされ、今年も2月1日から28日まで「県下一斉ネズミ退治防除運動」が実施されます。

町ではこの期間、ネズミ退治に使う殺そ剤を無料で配付します。必要な人は役場環境衛生係までおいでください。

かんぽ介護講演会 「まちづくりと介護保険」

健康対策課健康推進係

町では、介護保険のことを、住民の皆さんにもっと知っていただくという講演会を行います。

- とき 2月14日(日) 午後1時30分～4時
- ところ いきいきほーる

講師 舟谷文男さん(産業医科大学教授)

日蘭中学生交流の 作文集を差し上げます

社会教育課生涯学習係



日蘭中学生交流事業で水巻に来たオランダの中学生とホストファミリーの作文集「平成10年度ホームステイ・レポート」を発行しました。国際交流に興味のある人に役場社会教育課、中央公民館および南部公民館で差し上げます。

- 問い合わせ 役場教育委員会生涯学習係
- 無料ですが数に限りがあります。

とつさのときの人命救助 救急法救急員養成講習会

日本赤十字社福岡県支部

- とき 3月5日(金) 17日(日) 午前9時～午後5時
- ところ 北九州赤十字血液センター(八幡西区相生町)
- 受講資格 満15歳以上で全日程出席できる人
- 費用 二千元(教材費)
- 定員 50人
- 申し込み・問い合わせ 日本赤十字社福岡県支部 ☎(092)523局1171番へ

お年寄りの芸術の祭典 福岡県高齢者美術展

県社会福祉協議会

- とき 2月18日(木)～21日(日)
- ところ 県総合福祉センター(春日市原町3-1-7)
- 問い合わせ いきいきライフセンター ☎(092)584局3360番へ

力作を見に来てください 肢体不自由児・者の美術展

助福岡県肢体不自由児協会

- とき 2月10日(水)～15日(月) 午前10時～午後7時(15日は午後5時まで)
- ところ 小倉井筒屋本館8階(小倉北区船場町1-1)
- 問い合わせ 県保健福祉部障害者福祉課 ☎(092)651局1111番へ

身体障害者の集団見合い つどいの会に参加しませんか

助福岡県身体障害者福祉会

- とき 3月21日(日) 午前10時～午後3時
- ところ 県総合福祉センター(春日市原町3-1-7)
- 参加資格 2月26日までに登録をした人
- 費用 無料(昼食代千円は自己負担)
- 申込期限 3月1日(月)
- 申し込み・問い合わせ 登録係

県身体障害者体育大会の 参加者を募集しています

県障害者スポーツ協会

- 県では、5月9日(日)に博多の森陸上競技場(福岡市)で行われる身体障害者体育大会の参加者を募集しています。
- 申込期限 2月22日(月)
- 問い合わせ 詳しくは県障害者スポーツ協会 ☎(092)582局5223番へ

障害者とその家族の 相談に応じる「障害者一〇〇番」

県保健福祉部障害者福祉課

- 実施場所 クローバープラザ(春日市原町3-1-7)
- 時間 月曜日以外の毎日午前9時～午後4時
- 相談・問い合わせ 県障害者相談センター ☎(092)584局0039番へ

納税告知板 TAX

- 納期限のお知らせ
- ▷国民健康保険税第9期
- ▷固定資産税第4期
- 3月1日(月)

口座振替の手続きは町が指定する金融機関で行っています。

通帳と通帳印、納税通知書を持参して、手続きをしてください。

【町指定金融機関】

- 遠賀信用金庫本支店
- 福岡銀行本支店
- 遠賀郡農協本支店
- 西日本銀行本支店
- 福岡シティ銀行本支店
- 郵便局

今月のご入金▶2月24日(水)まで

問い合わせ 役場納税係

お気軽にご相談ください
無料調停相談会を行います

小倉調停協会



●とき 2月19日(金) 午前10時~午後3時

●ところ 黒崎消費生活センター(黒崎そごう6階)

●問い合わせ 福岡地方裁判所小倉支部庶務第一課 ☎561局3431番へ

あなたの力を貸してください
高齢者福祉ボランティア説明会

たんぼほの会

障害や病弱で日常生活に困っている人たちの手助けをする高齢者福祉ボランティアにあなたも参加しませんか。説明会を開催しますので気軽に参加ください。

●とき 2月28日(日) 午前10時30分~正午

●ところ 中央公民館大会議室

●問い合わせ 水巻町高齢者地域福祉ネットワーク(山下) ☎202局2001番へ 午前7時から8時までにご連絡ください。

子育てを考える県民の集い
フォーラム家庭教育インふくおか

県教育庁教育企画部

●とき 2月21日(日) 午後1時~4時

●ところ アクロス福岡(福岡市中央区天神1-1-1)

●内容 北原照久さん(横浜ブリキのおもちや博物館長)の講演、ミニコンサートなど

●入場料 無料

●問い合わせ 県教育庁教育企画部生涯学習課 ☎(092) 651局1111番へ

楽しい学生生活を送るために
福岡県学生会館の入館者募集

福岡県学生会

福岡県学生会は、東京都またはその近郊の大学(短大)に入学する学生で保護者が県内に居住し

ている人を対象に、学生会館の入館生を募集します。

●会館所在地 横浜市青葉区荏田西1-14-2

●負担経費 入寮費五万円、寮費月額五万円

●募集期限 2月19日(金)

●申し込み・問い合わせ 詳しくは福岡県学生会 ☎(092) 641局7326番へ

愛のおくりもの
ありがとうございました

町社会福祉協議会

次の方々から社会福祉協議会にご寄付いただきました。

●一般寄付として

●美吉野 小西 理香 様

●猪熊 吉田 保和 様

●遠賀中間地区農業振興連絡協議会様
香典返しとして

●吉田東

●古賀

●二東

●樋口

●二東

●二東

●緑ヶ丘

●頃末南

●下二西

●伊左座

●猪熊

●頃末南

●吉田東

●高尾

●高尾

●頃末南

●頃末南

故・手代木勇吉様

故・手代木ツネ子様

故・内海ユキエ様

故・内海 光明様

故・塘 フミ子様

故・河津 眞一様

故・白石 鉄三様

故・白石 壽子様

故・深川 祐一様

故・深川 一様

故・小林イサ子様

故・小林 和久様

故・銭花 卓二様

故・銭花サザ子様

故・野中 重治様

故・野中 フジエ様

故・山本 リツ様

故・山本 植男様

故・行部 ハツコ様

故・行部 勇 様

故・岡村 ラキヨ様

故・岡村 裕利様

●樋口

●立屋敷

●高松

●二西

●二西

●二西

●吉田団地

●吉田東

●梅ノ木団地

●吉田東

●高尾

●高尾

●吉田東

●吉田東

●高尾

●高尾

●高尾

●高尾

故・伊藤サツキ様

故・中村タツ子様

故・浦山 玉枝様

故・浦山 肇 様

故・森内 幸義様

故・森内 静子様

故・富永 令子様

故・富永 秀一様

故・船津シメ子様

故・船津 忠徳様

故・川上 和春様

故・川上 スミエ様

故・河村マサエ様

故・河村 潔 様

故・池田 猛 様

故・池田ヒナ子様

故・河野サダコ様

故・河野 好則様

故・高取 悟 様

故・高取 信子様

故・後藤 慶吾様

故・後藤 三津枝様

みどりんぱあーく
3月6日±7日
は、閉園します。



3月7日(日)に、みどりんぱあーくで第50回福岡県植樹祭が開催されます。このため、3月6日と7日は会場の設営や撤去作業などを行います。両日は事故防止のため全面閉園としますのでご協力をおねがいします。

なお、7日は植樹祭の観覧のための入園はできませんが、遊具や駐車場は利用できませんのでご了承ください。

問い合わせ●役場都市計画係

からだイキイキ

健康体操1日
体験講座



肥満の原因の体脂肪、肩こり、ストレス解消には有酸素運動がおすすめです。そこで、いきいきほーる運営委員会では初心者を対象にした健康体操の1日体験講座を開きます。

音楽のリズムに合わせて楽しく体を動かして、健康な体をつくりませんか。

- とき 2月25日(木) 午後7時~8時
- ところ いきいきほーる
- 参加費 300円
- 定員 40人
- 講師 一井久美子さん(健康運動指導士)
- 持ってくるもの 上履き(運動シューズ)、バスタオル、動きやすい服装
- 申し込み・問い合わせ いきいきほーるふれあい係またはいきいきほーる運営委員会(西) ☎631-3631

お年寄りや障害者の心強い味方

民生・児童委員

民生・児童委員とは、国や県からの委嘱を受けて地域福祉のために活躍する人たちのことです。現在、町内には、昨年12月1日に改選された48人の民生・児童委員が、地域の人たちと行政機関を結ぶパイプ役として、福祉の最前線で活躍しています。

●民生・児童委員のおもな仕事

- ▷担当地区の老人世帯や身体障害者、母子世帯などの相談を受けたり、アドバイスをします。
- ▷役場や社会福祉協議会、福祉事務所と連絡を取り合い、困っている人の相談にのります。
- ▷福祉に関する調査や、統計資料をつくります。
- ▷経済的に困っている人が自立するための手助けをします。

●こんなときは、一人で悩まず、気軽に相談してください。

- ▷一人暮らしで、身の回りの世話をする人がいない。
- ▷夫を亡くして生活に困っている。
- ▷体が不自由で困っている。
- ▷病気のために働けない。
- ▷老人ホームに入りたい。

問い合わせ ● 町社会福祉協議会 ☎ 202-3700
FAX 202-3708

●町内の民生・児童委員（敬称略）

※平成10年12月1日現在（任期は平成13年11月30日まで）

氏名	電話番号	担当地区	氏名	電話番号	担当地区
[Redacted Content]					

※二団地には担当民生委員がいませんので、困ったときは、役場民生児童係または相談内容を取り扱っている担当係に直接相談してください。



● 採用人数 7人
● 応募資格 昭和44年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた保母免許を持っている人及び取得見込みの人
● 雇用期間 4月1日～平成12年3月31日
● 勤務時間 午前7時30分～午後7時（内8時間勤務）
※職場によって勤務時間が異なる場合があります。
● 賃金 月額六千八百円
● 手当 時間外勤務手当、一時金（三・五か月分）
● 保険 健康保険、厚生年金、労働保険
● 募集期限 2月19日（金）
※受付時間は午後1時～3時
● 申込方法 申込用紙に必要事項を記入して必ず本人が各保育所に持参してください。
※申込用紙は各保育所及び役場福祉課に用意しています。

● 問い合わせ 町第一保育所 ☎ 201局1500番 / 町第二保育所 ☎ 201局3344番 / 町第三保育所 ☎ 201局4191番

町立保育所の
長期臨時保母さんを
募集しています

平成10年度 第3回
町営住宅（空家）
入居者募集戸数



町営住宅	種別	構造	間取り	家賃	戸数
高松	改良	中耐5階建	6-4.5-4.5-K (1,2,3,4,5階)	16,000円 ↓ 17,000円	7
			6-6-6-DK (5階)	23,000円	
鯉口	改良	中耐5階建	6-6-6-K (2,3,4階)	20,000円 ↓ 21,000円	5
				合計	12

●高松1～10棟は、駐車場が有ります（有料）

●収入基準の年収早見表／年間総収入額（税込）

世帯階層	収入月額	申込者以外の同居・扶養親族の人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般	200,000円以下	3,675,999円以下	4,151,999円以下	4,627,999円以下	5,103,999円以下	5,575,999円以下
裁量	268,000円以下	4,695,999円以下	5,171,999円以下	5,647,999円以下	6,123,999円以下	6,595,999円以下

※給与と所得者が一人で、そのほかに収入のある人がなく、また、同居および扶養親族の控除以外には各種の控除がない場合。

入居申し込みの受け付けは2月15日まで。
ゆとりと住みやすさ
快適なライフステージ



問い合わせ

役場住宅課
☎201-4321

入居の申し込みは2月15日まで。お早めにごほうご

裁量階層世帯は収入基準が緩和されます

- 申し込み受付期間
2月15日（月）
- 公開抽選日
3月5日（金）
- 入居可能日
3月12日（金）

- 高年齢者・障害者世帯などは裁量階層世帯と呼ばれ、収入基準が緩やかになります。具体的には次のような世帯のことです。
- 満50歳以上または満50歳以上及び満18歳未満の人からなる世帯
- 次のいずれかに該当する人がいる世帯

- 申し込み資格

- ▽身体障害者（身体障害者手帳一、四級）
- ▽戦傷病者手帳の交付を受けている人（恩給法別表の特別項症一六項及び第一款症）
- ▽原子爆弾被爆者の医療に関する法律により医療給付に関する厚生大臣の認定を受けている人
- ▽海外からの引揚者（厚生大臣の証明した人）で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していない人
- ▽精神障害者（精神障害者保健手帳一、二級程度）
- ▽知的障害者（療育手帳重度または中程度）

- ①町内に住所または勤務先があること。
- ②現に同居している親族があること。または、同居しようとする親族があること。（結婚予定者を含みます）
- ③申込者と同居親族の収入の合計が入居収入基準以下であること。（上の収入基準の年収早見表を参照ください）
- ④現に住宅に困っていること。
- ⑤家賃などの支払いについて、確実な連帯保証人が一人いること。
- ⑥入居する世帯の全員が、町営住宅内で円満な社会生活ができること。
- ⑦町税、水道料金などの滞納がないこと。

- ▽戦傷病者手帳の交付を受けている人（恩給法別表の特別項症一六項及び第一款症）
- ▽原子爆弾被爆者の医療に関する法律により医療給付に関する厚生大臣の認定を受けている人
- ▽海外からの引揚者（厚生大臣の証明した人）で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していない人
- ▽精神障害者（精神障害者保健手帳一、二級程度）
- ▽知的障害者（療育手帳重度または中程度）

高齢者などの住み替えも受け付けます

申し込みは住宅課へ早めにおこしく下さい

町営住宅五階建の三階以上に居住する高齢者などで、同じ町営住宅の二階以下に住み替えを希望する人の入居申込みを受け付けます。
応募条件や入居のときの費用負担などがあります。希望する人は住宅課管理係までお問い合わせください。

入居申込用紙は役場二階の住宅課に用意しています。申し込みに際して準備していただく書類がありますので、早めにおこしく下さい。
●申し込みは一世帯一戸に限ります。
●郵送での申し込みは受け付けません。

遠賀郡の合併を考える

合併問題 Q&A



問 Q 合併協議会というのはどのような組織なのでしょうか。

答 A 合併協議会とは合併を行うかどうかということも含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。

この協議会には法定協議会と任意協議会の二つがあります。任意に設けられる任意協議会に対し、法定協議会は地方自治法第252条の2に基づいて設置されるもので、設置にあたっては地方自治法による手続きが必要です。つまり、合併を計画している関係市町村の協議で規約を定めなければならない、この協議には議会の議決が必要とされています。

合併協議会の設置は義務的なものではありません。しかし、市町村建設計画の作成や合併に関するあらゆる協議を事前に行う場であること、また、合併協議会で作成される市町村建設計画に基づく事業についての

み合併特例法上の財政措置が受けられることなどを考えると、事前に話し合いを行う場としての合併協議会が必要であると考えられています。

問 Q 「市町村建設計画」とはどのような計画なのでしょうか。

答 A 「市町村建設計画」は市町村の合併に際し、私たち、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関する展望を示し、これによって住民が合併したほうがよいのかどうかということ判断するということ、いわば、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。また、市町村建設計画を基礎として様々な財政措置がとられることとなります。

合併特例法では市町村建設計画の作成は合併するための要件ではありません。しかし、この計画にはマスタープランとしての役割や財政措置の基礎となるなどの重要性があるため、合併協議会で作成される必要があると考えられています。市町村建設計画の具体的な内容はあく

まで、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断で決定されるものです。が、合併特例法第5条第1項において、計画に盛り込むべき事項が例示されています。その概要は、次のとおりです。

① 合併市町村の建設の基本方針
新設合併の場合は、その合併市町村が将来進むべき方向や行政運営の基本などについて定めるもの。

② 合併市町村の建設の根幹となるべき事項
①を実現するための事業についてその大綱を定めるもの。

③ 公共的施設の統合整備に関する事項
支所出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の統合整備について定めるもの。

④ 合併市町村の財政計画
合併後おおむね5～10年程度の期間について定めるもの。

【合併特例法】

市町村の合併はあくまでも市町村の統廃合の一形態です。そのため、その法律上の根拠は「市町村の廃置分合」を規定している地方自治法第7条にあります。そして、市町村の合併について様々な法律の特例措置を定めているものが「市町村の合併の特例に関する法律」いわゆる合併特例法です。

このコーナーでは、皆さんからの遠賀郡四町合併に関する質問を受け付けています。

● 応募要領 八力キに質問内容、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して千八百七十八五〇一 水巻町役場広報広聴係までお寄せください。できる限り、紙面でご紹介する予定です。



■先月号のつづき。私の初夢は第1話「降り注ぐ流れ星」と第2話「義父と大ゲンカ」の2本立てでした。良い一年になるのか否か、解釈は難しいですね。しかし、夢の中の流れ星は便利ですよ。スローモーションの様につづくりと流れるので一度に願いをたくさん唱えることができます。

その内容は覚えていませんが「そんなに欲張ってはいけない」という戒めなのではないか、第2話の内容は「温厚なお義父さんとのケンカなおかしな夢を見たものです。深層心理と関係あるのかな？でも、どうせなら、もっと夢のような夢をみたかったなあ。(大黒)

■先日、直方市で開催された県北部の広報担当者の研修会に参加してきました。集まった担当者たちの熱い意気込みを感じることができ、いい刺激になりました。

▼ところで、平成10年度の県広報コンクールで広報みずまきが佳作をいただきました。これも読者の皆さんや情報を提供してくれた人、取材に応じた人など大勢の皆さんのおかげです。最初は、「入選したわけじゃないのだから」と言われていたのですが、「読者の皆さんにも喜んでもらわなきゃ」という元担当者の言葉に納得。うれしい気持ちとは別に新大関ではありませんが、「今後とも精進、努力だなあ」と思ったのでした。(安元)

この広報紙は再生紙を使用しています。

